

広島県告示第四百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯崎英彦

本浦川 (三 六八)	支川 (九〇)	中の川及び 支川 (九〇)	中の川及び 支川 (九〇)	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
本浦川 (三 六八)	支川 (九〇)	中の川及び 支川 (九〇)	中の川及び 支川 (九〇)	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
本浦川 (三 六八)	支川 (九〇)	中の川及び 支川 (九〇)	中の川及び 支川 (九〇)	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所（廿日市支所）に備え置いて縦覧に供する。